【公表】	
整理番号	61
契約番号	7農振財契第858号
件名	森林循環に資する花粉発生源対策(シカ被害地造林対策)委託(西多摩郡檜原村神戸地内)
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
履行場所	東京都西多摩郡檜原村神戸地内
概要	施業面積 2.20ha 獣害防止柵撤去 740m 獣害防止柵設置 1,080m
契約期間	契約確定の日の翌日から令和8年4月7日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①から③のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者
	①東京都における令和7·8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目110:道路·公園等 管理」のうち「取扱品目05:枝落し・除草・草刈」又は「取扱品目09:森林整備(伐採)」で登録している者で あること。
	②東京都における令和・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目133:樹木・緑地等保護」のうち「取扱品目05:除草・草刈(緑地育成)」で登録している者であること。
	③当財団又は官公庁等において同様の業務の契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和7年11月18日(火) 午前10時00分(入札期間などの詳細は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和7年10月23日(木)午前10時から令和7年10月30日(木)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の 提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。
	(1) 希望票 [様式あり] (必要事項を記入)
	(2) 会社概要・実績一覧表 [様式あり] (必要事項を記入)
	(3) 〇希望申出要件①もしくは②に該当する場合
	東京都の「令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し
	及び「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し
	〇希望申出要件③に該当する場合
	契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。
	(2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。
	(3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。
	(4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。
	(5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。
	(6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする
	子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加する
	ことができません。
	(7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
	(8) 仕様書添付書類(図面)については、指名通知の際に提示します。
入札に関する 問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当
	住所 東京都立川市富士見町3-8-1
	電話 042-528-0721
仕様内容に関 する問い合わ せ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 森の事業課 花粉対策室
	住所 東京都青梅市河辺町6-4-1 青梅合同庁舎内
	電話 0428-20-8134
<u> </u>	

シカ被害地造林対策特記仕様書

委託件名:森林循環に資する花粉発生源対策(シカ被害地造林対策)委託

(西多摩郡檜原村神戸地内) (その1)

委託期間:契約確定の日の翌日から90日間

第1章 総 則

第1条 この特記仕様書は、森林施業標準仕様書[(公財)東京都農林水産振興財団](以下「標準仕様書」という。)でいう特記仕様書で、この施業に適用する。

第2条 この委託の施業に当たっての一般事項は、「標準仕様書」によるものとする。

第3条 「標準仕様書」、「特記仕様書」の記載内容の優先順位については、「特記仕 様書」、「標準仕様書」の順によるものとする。

第4条 この委託の施業に当たっては、下記に示す図書を適用する。

1) 標準仕様書(附則-1) 「受託者提出類様式集」

2) 標準仕様書(附則-2) 「森林施業記録写真要領」

第5条 標準仕様書、適用図書のうち、この施業に該当しない工種・項目等については 適用しないものとする。

第6条 受託者は施業写真の撮影に当たっては、原則として黒板等に、必要事項を記載 して被写体と共に写し込まなければならない。電子黒板を使用する場合は事前に監督員と 協議するものとする。

第7条 この委託における施業現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様書によるものとする。

第8条 受託者は、施業着手後に条件が異なった場合等には、関係資料を作成の上、監督員と協議するものとする。

第9条 受託者は、契約後すみやかに「労災保険加入確認書」を東京労働局または所轄 労働基準監督署へ提出し、確認を受けたのち発注者へ提出しなければならない。

第10条 受託者の責により他の工作物に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに応急処置をとり、受託者の負担によりこれを修復しなければならない。

第11条 受託者は、施業の遂行に当たり諸法令や諸規則を厳守し、受託者の責任において厳正に行うものとする。

第12条 受託者は、本仕様書に記載されていない事項及び、本仕様書に疑義が生じたと きは監督員と協議し、その指示によるものとする。

第13条 東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を遵守するものとする。

第14条 本委託の実施にあたっては、財団の定めた森林管理方針に従いSGEC森林認証基準を遵守すること。また、この方針に基づき、重要種の保護に努めることとし、施業時に重要種を発見した場合は、受託者提出書類様式集の様式-12にて報告すること。

なお、林業機械燃料及びチェーンソーオイル等の使用にあたっては、「オイル・燃料の 管理指導指針」に基づき水系への流出等のないよう適切な管理を行うこと。

第2章 提出書類

第15条 受託者は、施業のしゅん功に際し、次のしゅん功図書を提出すること。

1) しゅん工図

紙媒体1部、CD-R(DVD-R)1部

2) 施業記録写真帳

紙媒体1部、CD-R(DVD-R)1部

第3章 施業

第16条 材料検査

受託者は、使用する資材について「材料品承諾書」及び「材料搬入内訳書」を提出し、 事前に監督員の承諾を得るとともに材料検査を受けること。

「材料品承諾書」には品質証明書を添付すること。なお、完了時には納入伝票を添付すること。

第17条 境界刈払

獣害防止柵を設置するにあたり、支障となる雑草等を柵の線形に沿って2m以上の幅で 刈払うこと。なお、獣害防止柵の垂らし部分が地山と接することができ、境界刈払が必 要ない場合は監督員と協議するものとする。

第18条 獣害防止柵撤去

既設の獣害防止柵を撤去し、再資源化施設へ搬出するまで当財団植栽地内の安定した 場所に置くこと。

第19条 人肩運搬

獣害防止柵の撤去資材及び新設の資材を施業地下部の林道待避所から施業地までの区間において人力にて運ぶこと。

第20条 獣害防止柵設置

- 1) 測点47から測点70Gの獣害防止柵の設置位置は、施工範囲の外周部から1.0m 程度内側とし、獣害防止柵の一部が施工地外に逸脱しないようにすること。
- 2) 獣害防止柵の設置前に設置箇所付近に存する浮石や転石を取り除くこと。
- 3) 岩石地など支柱の設置が困難な箇所で獣害防止柵の線形を大きく変更する必要が生じた場合は、監督員と協議するものとする。
- 4) 切り株や倒木など獣害防止ネットを設置して隙間が生じるようなものは避けること。避けることができない場合は除去すること。
- 5) 基礎支柱は重力方向に垂直に設置すること。ただし、状況により垂直に設置することが困難な場合は監督員と協議すること。
- 6) 支柱の間隔は2.5mを標準とし、地形の起伏を考慮して設置間隔を調整すること。
- 7) 支柱を設置した段階で測量データを提出し、監督員の確認を受けること。なお、測点を復元するために必要な測量データを取得するものとする。
- 8)補強線は1スパン当たり3箇所で金網と捩りを設け、獣害防止柵の強度を保 つこと。
- 9) 獣害防止柵の控え柱はおよそ10mに1箇所設置すること。
- 10) 獣害防止柵の扉は50mに1箇所を基準として設けることとし、設置前に設置 箇所の確認を監督員に得ること。
- 11) 異形鉄筋は接続部に5cm以上の重ね代を設け、その上からアンカーを打設すること。
- 12) 垂らし部は異形鉄筋及び金網、アンカー、裾部は金網とアンカーがそれぞれ 一体となるようにネット結束線を用いて緊結すること。
- 13)金網の上段の最下段一マス分を下段の金網と重ね合わせること。また、金網の横ラインで撚りを設け、上段と下段が一体となるように施工すること。
- 14) 下段の金網は垂らしが800mm以上になるように金網を曲げて設置すること。
- 15) 獣害防止柵の設置延長は斜距離にて管理すること。

第21条 資材の運搬

本委託の資材の現場内運搬にあたっては、発注者と事前に協議することでドローンを使用することができることとし、契約変更の対象とする。

ドローン運行に際し、関係法令を遵守し、関連する公官庁に対して運行に必要な申請を行うこと。また、使用する機体の仕様に準拠し、過積載等機体の性能の限界を超えた運用をしないこと。

第22条 廃棄物処理

- 1) 本委託において発生する獣害防止柵資材(廃プラスチック、混合廃棄物)は 再資源化施設に搬出し、建設資源循環の促進に努めること。
- 2) 本委託では、以下の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、受注者は、以下の施設以外を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得ること。また、搬出量及び品目は以下を想定しているが、マニフェストなどの実

績に応じて変更することとする。

ア 搬出先:東京都西多摩郡日の出町平井地内の再資源化施設

イ 搬出量:4.7m[®] (廃プラスチック2.0m[®]、混合廃棄物2.7m[®])

ウ 搬出条件:月~土曜日・8時~17時

第23条 マニフェスト

1) 受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき、廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を利用し、適正な運搬、処理を行うこと。

マニフェストのうち、受注者(排出事業者)が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。なお、電子マニフェストを利用する場合は、(財)日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果を排出事業者(受注者)がプリントアウトしたものの写しを監督員に提示すること。

- 2) 受託者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集 計表を作成し、監督員に提出する。
- 3) 受託者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要 のない品目(再生利用認定制度、個別指定制度等を利用用して再利用する建設 泥土等)については、「リサイクル伝票」(写しでもよい)を監督員に提示する。

第24条 その他

- 1) 施業進行に際し、監督員、地権者、周辺工事等との連絡を密に取りトラブル 等が起きないよう十分注意すること。
- 2) 施業箇所に一般登山者が立ち入らないよう保安看板等を設置し現場内に 登山者等が立ち入らないよう万全を期すこと。また、下部に林道等がある 場合には、通行者に注意を促す旨の案内看板を受託者の責任において設置 すること。
- 3) 林野火災には特段の注意を払い、現場では火気の使用は最小限度にとどめ 使用にあたっては安全管理を徹底すること。消火器材を備えるよう努めるこ と。現場に燃料等を持ち込む場合は、消防法令の基準に適合した容器を使用 し、火気のないところで取り扱うこと。また、現場で火災が発生した場合は、 緊急連絡通報図に従い、迅速に対応すること。
- 4) この契約の履行に際し、知りえた個人情報を第三者に漏らさないこと。
- 5) 施業箇所内で死んだイノシシを発見した際は、管轄の市町村及び監督員に連絡し、車両のタイヤ及び靴底は消毒すること。
- 6) 上記以外の事項については、監督員の指示に従うこと。